令和８年度第１回

市有財産一般競争入札案内書

《2027年(令和9年)1月実施》

藤沢市財務部管財課

住所　〒251-8601
藤沢市朝日町１番地の１
ＴＥＬ　0466-50-3512（直通）
メールアドレス　fj2-kanzai@city.fujisawa.lg.jp

〈 目　　次 〉

一般競争入札による売却の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1　募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2　入札参加者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3　現地見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4　質問及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5　入札参加申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6　入札受付及び入札・開札の日時と場所・・・・・・・・・・・・・・・・4
7　入札日の提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
8　入札、開札及び落札に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
9　入札保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
10　入札の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
11　入札の取りやめ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
12　落札者の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
13　土地売買契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
14　売買代金の納付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
15　所有権の移転登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
16　情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
17　その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

別紙１「案内図及び概要図」
別紙２「物件調書」
別紙３「質問書」
別紙４「令和８年度第１回市有財産一般競争入札参加申込書」
別紙５「誓約書」
別紙６「委任状」
別紙７「歳計外納入通知書（見本）」
別紙８「請求書」
別紙９「金融機関一覧」
別紙 10「土地売買契約書（見本）」
別紙 11「現地写真」

一般競争入札による売却の流れ

現　地　見　学　会	日時　令和８年１２月４日（金） 物件番号１　午前９時３０分 から午前１０時 場所　入札物件の所在地
質　問　受　付	受付期間 令和８年１２月７日(月)から令和８年１２月１１日(金) 受付方法　電子メールのみ
質　問　回　答	回答日　令和８年１２月１８日（金） 回答場所　藤沢市のホームページ上にて公開
入　札　参　加　申　込	申込期間 令和８年１２月２１日(月)から令和８年１２月２５日(金) 申込場所　藤沢市役所本庁舎５階　管財課
入札保証金の納期限	令和９年１月７日（木）
入　札　受　付	日時　令和９年１月８日（金） 午前９時３０分から午前１０時 場所　藤沢市役所本庁舎５階　管財課
入　札	日時　令和９年１月８日（金） 午前１０時１０分 場所　藤沢市役所本庁舎５階　入札室
開札・落札者の決定	入札の締切り後、入札者の面前で開札し、落札者を決定
契　約　締　結	落札決定日から７日以内に締結
売買代金の納入 （１または２）	１　土地売買契約書締結時に全額納付 ２　契約保証金(売買代金の１００分の１０以上)を納付し、土地売買契約書締結日から３０日以内に残額を納付
所有権移転の登記	売買代金を納入後、本市が所有権移転の登記を行い、登記済証を落札者に交付

1　募集の概要（別紙１「案内図・概要図」及び別紙２「物件調書」参照）

土地の所在地番及び地積等

物件	所在地	都市計画上の制限等	予定価格（最低売却価格）
1	亀井野字狼谷 855 番 3 登記地目:宅地 登記地積:183.66 ㎡	・市街化区域内 ・第一種低層住居専用地域 （建ぺい率50%、容積率80%） ・防火指定なし	36,700,000円

※物件は現状有姿のままでの引き渡しとなります。

2　入札参加者の資格

（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）藤沢市契約規則（昭和３７年藤沢市規則第４６号）第２条第１項第１号に規定する税の滞納がない者であること。

（３）役員等が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

3　現地見学会

（１）日　時　　令和８年１２月４日（金）
　　午前９時３０分 から午前１０時

（２）場　所　　入札物件の所在地

※申し込みは不要です。上記時間までに現地に直接お越しください。

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

4　質問及び回答

この入札に関する質疑は、全て質問書によることとします。質問がある場合は、質問書（別紙３）を提出してください。

（１）　受付日時

令和８年１２月７日（月）から同年１２月１１日（金）まで

（２） 提出方法

電子メールにて提出してください。

※直接持参・郵送・口頭による質問は、一切受付けませんのでご留意ください。

（３）電子メール送付先

メールアドレス：fj2-kanzai@city.fujisawa.lg.jp

電子メール送信の際は、件名を「令和８年度第１回市有財産一般競争入札質問」としてください。

（４） 質問への回答

令和８年１２月１８日（金）に、全ての質問と回答を取りまとめ、本市のホームページに掲示します。なお、再質問は認められません。

５　入札参加申込

入札に参加を希望する者は、（３）に記載する提出書類を直接、受付場所に持参してください。郵送・電話・ファクシミリ等での申込みは受付いたしません。受付期間内に申込みできない場合、入札に参加できません。

（１）受付期間・時間

令和８年１２月２１日（月）から同年１２月２５日（金）まで

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）

（２）受付場所

藤沢市役所本庁舎５階　管財課

（３）提出書類（ウ・エは発行から３か月以内のもの）

ア　令和８年度第１回市有財産一般競争入札参加申込書（別紙４）

イ　誓約書（別紙５）

ウ　証明書類

法人の場合　法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書

個人の場合　住民票及び印鑑登録証明書

エ　納税証明書

法人の場合　本社所在地の税務署で発行される消費税及び地方消費税が未納のないことの証明（納税証明書その３の３）

個人の場合　所在地の税務署で発行される消費税及び地方消費税が未納のないことの証明（納税証明書その３の２）

6　入札受付及び入札・開札の日時と場所

（１）入札受付日時・場所

令和９年１月８日（金）午前９時３０分から午前１０時まで

藤沢市役所本庁舎５階　管財課

（２）入札及び開札日時・場所

令和９年１月８日（金）

午前１０時１０分

藤沢市役所本庁舎５階　入札室

7　入札日の提出書類等

（１）入札書（入札参加申込時に交付します。）

（２）委任状（別紙６）

※法人の代表権のない方や個人で代理の方が入札に参加される場合

（３）入札保証金の納付書兼領収書（別紙７参照）※納付がある場合のみ

入札保証金の納付を確認するため、納付書兼領収書（金融機関の領収印が押されたもの）の原本と写し（提出用）をお持ちください。

（４）請求書（別紙８）※入札保証金の納付がある場合のみ

入札保証金還付請求用になります。

（５）本人確認ができる書類

入札に参加する方の本人確認をさせていただきますので、マイナンバーカードや運転免許証等の公的機関発行の証明書を持参してください。

（６）筆記用具（黒のボールペン）

8　入札、開札及び落札に関する事項

（１）入札書には入札者の住所・氏名（法人の場合はその名称。土地売買契約は、入札書に記載された入札者名義で行います）を記入のうえ、押印してください。

（２）入札書に記入する金額は、算用数字を使用し、最初の数字の前に必ず「￥」を記入してください。

（３）入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印で押印してください。ただし、金額は訂正できません。

（４）入札書は、管財課の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れてください。

（５）入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはでき

ません。

（６）開札は、入札者又はその代理人の面前で行います。なお、開札は、申込人の氏名（法人の場合はその名称）と入札金額を読み上げて公開する方法により行います。

（７）開札の結果は、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者又はその代理人に知らせます。

９　入札保証金

（１）入札保証金の納付を要する申込人には、別途通知します

（２）入札者は、本市指定の納付書（入札参加申込時に交付します。）で、入札金額の１００分の５以上の入札保証金を、令和９年１月７日（木）までに本市指定金融機関（別紙９参照）で納付してください。（予定価格の１００分の５以上ではありません）

（３）入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。

（４）入札保証金は、開札終了後、当該入札参加者又はその代理人に還付します。

ア　落札者が納付した場合

入札保証金は、土地売買契約の手続きをした後に還付、又は契約保証金に充当することができます。

イ　落札者以外の者が納付した場合

入札保証金は、入札終了後、所定の手続きを行った後、約３０日後に還付します。（(株）ゆうちょ銀行を除く指定された金融機関口座に振り込みます。）

（５）入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、本市に帰属します。

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（１）入札参加資格のない者がした入札

（２）入札書に不明な事項を記載した者又は入札書に記名若しくは押印がない入札

（３）予定価格（最低売却価格）に達しない金額での入札

（４）入札金額を訂正した入札

（５）１物件につき、２通以上の入札書を提出した者の入札

（６）１物件につき、他人の代理も兼ねて入札に参加した者又は１人で２人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札

（７）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（８）前各号に定めるもののほか、この入札案内書に規定する入札に関する事項に違反した者がした入札

11　入札の取りやめ等

入札の執行に際して、天災地変その他市の事情によりやむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期・中止又は内容の変更をすることがあります。

12　落札者の決定方法

落札者は、本市の予定価格（最低売却価格）以上の最高価格をもって入札した者とします。ただし、当該最高価格が同一である入札をした者が２者以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

13　土地売買契約の締結

（１）落札者は、速やかに「普通財産買受等申込書」を提出していただきます。

（２）落札者は、落札決定の日から令和９年１月１５日（金）までに「土地売買契約書（見本）」（別紙１０）の内容の契約を市と締結しなければなりません。

（３）落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになります。

（４）土地売買契約は、入札書に記載された入札者名義で行います。

14　売買代金の納付方法（２つの方法から１つを選択）

（１）土地売買契約締結と同時に売買代金全額を納付

納付された入札保証金は、売買契約締結後、所定の手続きを行った後、約３０日後に還付します。なお、入札保証金はその受入期間について利子を付しません。

（２）土地売買契約締結と同時に契約保証金を納付し、残額を３０日以内に納付

土地売買契約締結と同時に、売買代金の１００分の１０に相当する金額以上の契約保証金を納付してください。その後、３０日以内に売買代金と契約保証金の差額を納付してください。本市が残額の納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当します。この充当手続きの完了をもって、売買代金の完納となります。

※納付された入札保証金を契約保証金に充当することができます。

※契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額が納期限までに納付されなかった場合には、契約は無効となり本市に帰属することになります。

※契約保証金は、その受入期間について利子を付しません。

※売買代金の分割納付はできません。

15　所有権の移転登記

（１）所有権移転登記にかかる登記権利者は、売買契約の買受人名義（入札書に記載された入札者名義）で行います。

（２）所有権は売買代金が完納されたときに移転するものとし、同時に物件を引き渡したものとします。所有権移転登記は本市が行います。

（３）物件は現状有姿のまま引き渡します。したがって、物件にフェンス、ブロック等の工作物、越境物、地下埋設物等がある場合でもそのまま引き渡しとなりますので、必ず事前に各自で現地の確認をしてください。

（４）所有権移転登記に伴う登録免許税は買受人の負担とします。

（５）所有権移転登記の完了後に登記識別情報通知の受領にかかる受領書を提出していただきます。

16　情報公開

入札の実施結果（入札参加者数、落札価格の情報等）については、藤沢市ホームページで公表します。また、参加者名、入札額等の入札に関する事項及び市有財産売買契約書等も公開の対象となりますのでご了承ください。

17　その他留意事項

（１）土地売買契約書に貼付する収入印紙等その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担になります。

（２）物件は全て現状有姿の引き渡しとします（図面と現況が相違している場合、現況が優先します）。物件にフェンス、ブロック等の工作物、越境物、地下埋設物等がある場合でもそのまま引き渡しとなりますので、現地及び周辺環境の状況は、必ず申込者自身で確認してください。また、現地での引き渡しは行いません。

（３）物件の敷地内または隣接地等に電柱・電線・ケーブル、道路設置物等がある場合は、移設及び撤去の可否等についても本市では対応しませんので、設置者又は管理者等にお問い合わせください。

（４）地下埋設物、土壌調査及び地盤調査等個別調査は行っていません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。仮に地中埋設物が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、市では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。

（５）この入札案内書に定めのない事項については、次に掲げる藤沢市契約規則その他関係法令等の定めるところによります。

以　上

〇藤沢市契約規則

(入札保証金)

第 5 条　政令第 167 条の 7 第 1 項の規定による入札保証金の率は、入札金額の 100 分の 5 以上とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間にこの市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　一般競争入札に参加しようとする者が過去 5 年の間に、この市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であつて、かつ、当該入札保証金に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金)

第 28 条　政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2　市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1)　第 35 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定するいずれかの保証(第 4 号にあつては工事に係る契約の場合に限る。)又は第 36 条第 1 項に規定する保証(工事に係る契約の場合に限る。)が付されたとき。

(2)　契約の相手方が過去 5 年の間に、この市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であつて、かつ、当該契約保証金に係る契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3)　工事請負契約を締結する場合において、契約金額が 3,000,000 円未満であるとき。

(4)　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5)　随意契約(工事請負契約を除く。)を締結する場合において、契約金額が 2,000,000 円以下で、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6)　国、地方公共団体その他の公法人又は契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる公共的団体と契約を締結するとき。

(7)　災害の緊急的復旧工事等で、契約保証金を徴収する時間的余裕がないと認められるとき。

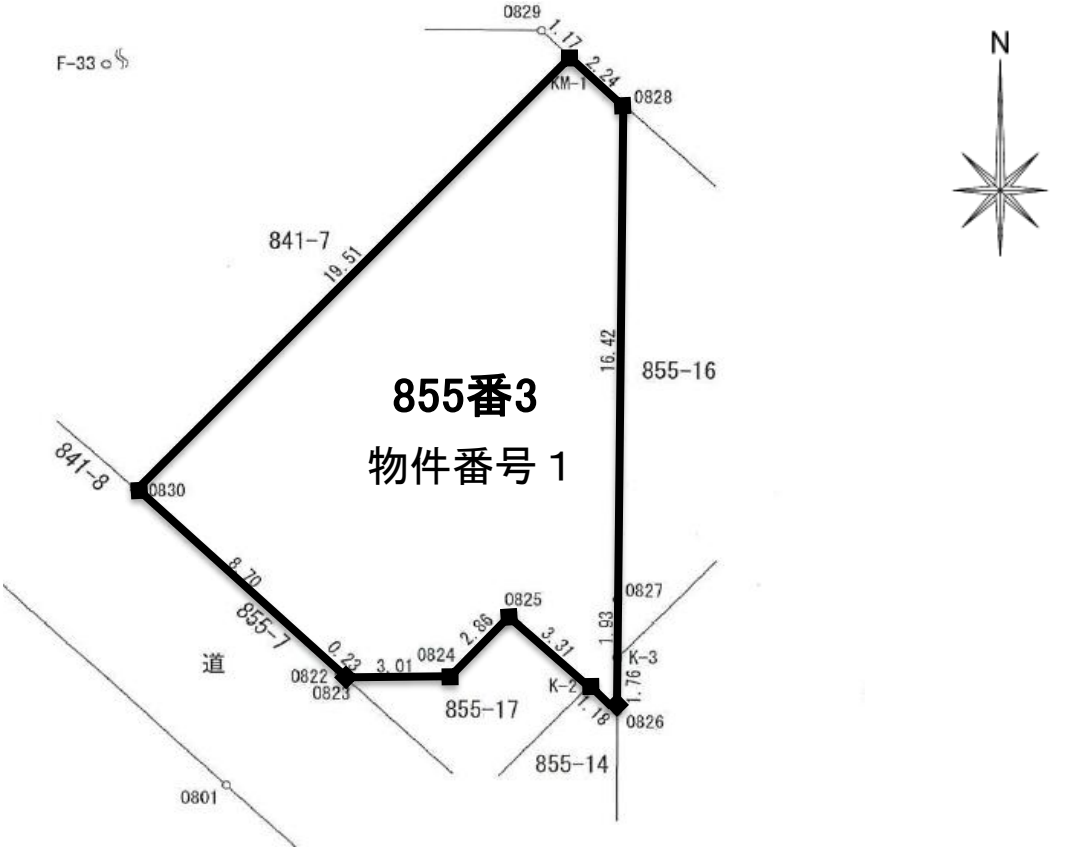
(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が前項で定める率の契約保証金を納める必要がないと認めたとき

案内図

物件番号１



概要図（概要図のため現況優先となります）



物件調書

物件番号	1					
所在地		亀井野字狼谷855番3				
登記地積（公簿）		183.66㎡	地目	宅地	形状	概要図のとおり
接面道路の幅員及び構造		東側で幅員約16ｍの舗装市道（善行長後線）、南西側で幅員約5ｍの舗装市道（六会473号線）に接している。				
法づく令等制に限基	都市計画法	市街化区域				
	建築基準法	用途地域	第一種低層住居専用地域			
		建ぺい率	50%	容積率	80%	
	その他	防火指定なし				
私道の負担等に関する事項		私道負担の有無	無	負担の内容		
		道路後退の有無	無	負担の内容		
供給処理施設の状況				事業所名		
		電気	可	東京電力株式会社		
		上水道	可	県企業庁藤沢水道営業所		
		下水道	可	藤沢市道路下水道部道路下水道総務課		
		都市ガス	可	東京ガス株式会社		
交通機関		鉄道	「六会日大前」駅まで徒歩で約16分			
公共施設		市立六会中学校	藤沢市亀井野1000	TEL0466-81-2802		
		六会市民センター	藤沢市亀井野四丁目8番1号	TEL0466-81-6677		

参考事項	1　この入札物件の売買は、登記地積（公簿）の売買とし、実測面積が登記地積と相違しても、本市及び落札者は売買代金の増減若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
	2　地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。
	3　物件は現状有姿のままでの引き渡しとなります。
	4　日影規制・高さ制限があります。
	5　上水道　：南西側市道に口径100㎜の給配水管（ダクタイル鋳鉄管）、東側市道に口径100㎜の配水管（ダクタイル鋳鉄管）があります。
	6　下水道　：南西側市道に口径250㎜雨水分流管、口径200㎜汚水分流管があります。雨水については引込管がありません。
	7　都市ガス：南西側市道に低圧50㎜の本管があります。
	8　周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しません。
	9　敷地内の西端に「電柱」が設置されています。今後の取り扱いについては東京電力等と協議を行ってください。

別紙３

質　問　書

年　月　日

藤　沢　市　長

質問者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

称号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

藤沢市が実施する「令和８年度第１回市有財産一般競争入札」について次のとおり質問します。

切取線

対象	ページ	項目名	質問内容
（例）			
入札案内書 or 土地売買契約書	Ｐ○	２　○○について	

（事務担当者）

所属・職名

氏　　名

電話番号

メールアドレス

別紙４

令和８年度第１回市有財産一般競争入札参加申込書

次の入札物件を買い受けたいので、入札案内書の内容を承知の上、次の入札物件の「令和８年度第１回市有財産一般競争入札」に参加を申込みます。

年　月　日

藤　沢　市　長

申込人住所
（所在地）
（電話番号）
氏　　名
（法人名）　　印
（代表者名）　（印鑑登録印）

切取線

１　入札物件

○をつける	物件番号	所在及び地番	区分	地積（公簿）
	1	亀井野字狼谷 855 番 3	土地	183.66㎡

２ 添付書類
（１）誓約書（代理人が入札する場合でもあっても、本人（入札参加申込者）の誓約書）
（２）住民票（申込人が法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書））
（３）印鑑登録証明書（申込人が法人の場合は印鑑証明書）
（４）納税証明書

（これより以下、申込みされる方は記載不要です）

市税納税確認欄	□ 申込人についての納期到来分まで完納 □ 申込人についての藤沢市に納税すべき税は無し	担当課確認印

別紙５

誓約書

私は、藤沢市が実施する「令和８年度第１回市有財産一般競争入札」の参加申込みにあたり、次の事項を誓約します。

１　入札案内書の内容を十分理解した上で、入札の参加を申し込みしますので、これらの事柄について藤沢市に対して一切異議・苦情等を申しません。

２　入札案内書「２入札参加者の資格」に定める要件を全て満たしています。

３　落札者の決定に関して、事業者名(氏名又は名称)及び落札金額を公開することに同意します。

年　月　日

藤　沢　市　長

申込人住所
（所在地）
（電話番号）
氏　　名
（法人名）　　印
（代表者名）　（印鑑登録印）

切取線

別紙６

委任状

受任者（代理人）　　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の令和８年度第１回市有財産一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

物件番号	所在及び地番	区分	地積（公簿）
1	亀井野字狼谷 855 番 3	土地	183.66㎡

切取線

年　月　日

藤　沢　市　長

委任者（入札者）

申込人住所
（所在地）
（電話番号）
氏　　名
（法人名）　　印
（代表者名）　　（印鑑登録印）

※委任者（入札者）は、入札に使用する印鑑を押印してください。

納　付　書　兼　領　収　書

07-0000001

〒　251-0054
住所　藤沢市朝日町１－１

株式会社　フジサワシ
代表取締役　朝日　太郎　　様

令和８年度
所　属　**151100**　管財課
会　計　**90**　歳入歳出外現金
　款　**06**　保証金
　項　**01**　保証金
　目　**01**　保証金
細　目　***
細々目　**
　節　**
細　節　**
細々節　***

金　額	円
摘要	第１回市有財産一般競争入札保証金 物件番号　○番

上記のとおり納付します。

領収日付印

都市コード14-205

上記のとおり領収しました。
藤沢市公金取扱機関
藤 沢 市 出 納 員

納付　藤沢市指定金融機関
場所　藤沢市指定代理金融機関
　　藤沢市収納代理金融機関

歳計外基金

（納入者保管）

原　　符

07-0000001

〒　251-0054
住所　藤沢市朝日町１－１

株式会社　フジサワシ
代表取締役　朝日　太郎　　様

令和８年度
所　属　**151100**　管財課
会　計　**90**　歳入歳出外現金
　款　**06**　保証金
　項　**01**　保証金
　目　**01**　保証金
細　目　***
細々目　**
　節　**
細　節　**
細々節　***

金　額	円
摘要	第１回市有財産一般競争入札保証金 物件番号　○番

領収日付印

都市コード14-205

納付　藤沢市指定金融機関
場所　藤沢市指定代理金融機関
　　藤沢市収納代理金融機関

歳計外基金
藤沢市

（公金取扱機関保管）

納　付　済　通　知　書

07-0000001

〒　251-0054
住所　藤沢市朝日町１－１

株式会社　フジサワシ
代表取締役　朝日　太郎　　様

令和８年度
所　属　**151100**　管財課
会　計　**90**　歳入歳出外現金
　款　**06**　保証金
　項　**01**　保証金
　目　**01**　保証金
細　目　***
細々目　**
　節　**
細　節　**
細々節　***

金　額	円
摘要	第１回市有財産一般競争入札保証金 物件番号　○番

上記のとおり納付されました。

年　月　日
藤沢市公金取扱機関
藤 沢 市 出 納 員

（あて先）
藤沢市会計管理者

領収日付印

都市コード14-205

歳計外基金
８年度　（公金取扱機関→会計管理者→主管部課）

見本

別紙７

記入上の注意　１　金額は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「￥」を記入してください。
２　摘要欄に入札参加する物件番号を記入してください。

別紙８

請　　求　　書

次の金額を請求します。　　年　　月　　日

住 所

債権者　商号･名称

氏名　　㊞

藤沢市長

請求金額											

品 名	数量	単位	単価	金額
第1回市有財産一般競争入札保証金（物件番号１番）				

債権者コード

※債権者コードをお持ちでないときは、指定口座を記載してください。

指 定 口 座

金融機関		本･支店名							
預金種目	□ 普通　□ 当座　□ その他	口座番号							
口座名義 （カタカナで記載してください。）									

※請求者（債権者）と口座名義が異なるときは、委任状の添付が必要です。

※債権者の通帳には、支払課の課名等（カナ略称）が印字されますので、市からの振込通知書は省略させていただきます。

発行責任者及び担当者　※押印を省略するときは、記載してください。

発行責任者	【所属(役職)･氏名】	【連絡先】
担 当 者	【所属(役職)･氏名】	【連絡先】

点線内は、記入しないでください。

課 名							
管 理 番 号							
内 払 回 数							

検収日	年　月　日
検収者	補職名･氏名　印
	補職名･氏名　印

切取線

別紙９

金融機関一覧

スルガ銀行	本支店
横浜銀行	本支店
三菱ＵＦＪ銀行	本支店
きらぼし銀行	本支店
静岡銀行	本支店
ＳＢＩ新生銀行	本支店
神奈川銀行	本支店
静岡中央銀行	本支店
横浜信用金庫	本支店
かながわ信用金庫	本支店
湘南信用金庫	本支店
城南信用金庫	本支店
中央労働金庫	本支店
さがみ農業協同組合	支店

別紙１０

見本

（契約時全額払用）

収入
印紙

土 地 売 買 契 約 書

売払人藤沢市（以下「甲」という。）と買受人＜落札者＞（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有土地の売買契約を締結する。

（目的及び土地の表示等）

第１条　甲は、その所有する次の市有土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

所在及び地番	登記地目	登記地積（公簿）
藤沢市		㎡

（売買代金及び納入方法）

第２条　売買代金は、金〈　落札金額　〉円とし、乙は本契約の締結と同時に甲の交付する納入通知書により藤沢市公金取扱金融機関等に納入するものとする。

（所有権の移転）

第３条　売買土地の所有権は、乙が前条に定める売買代金を完納したときに、乙に移転したものとする。

（登記嘱託等）

第４条　甲は、前条の規定により売買土地の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

２　乙は、本契約の締結の際にあらかじめ登録免許税相当額の領収証書及び住民票等を甲に提出しなければならない。

（売買土地の引渡し）

第５条　甲は、第３条の規定により売買土地の所有権が移転した時をもって、現状のまま売買土地を乙に引き渡したものとする。

（危険負担）

第６条　乙は、本契約の締結のときから土地の引渡しの時までにおいて、当該土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、甲に対して代金の減額を請求することができない。

（契約不適合責任）

第７条　乙は、本契約締結後土地に数量の不足又は契約不適合があることを発見しても、代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（埋蔵文化財）

第８条　売買土地の埋蔵文化財に係る費用は、全て乙の負担とする。

（公租公課）

第９条　売買土地に係る公租公課その他の賦課金は、第３条の規定による売買土地の所有権移転がなされた日の属する年の翌年度以降の分及び売買土地の取得により課税される不動産取得税は、乙の負担とする。

（契約の費用）

第１０条　本契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（契約の解除）

第１１条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合において、本契約の解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第１１条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。この場合において、本契約の解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前３号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 第１号から第５号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者に自己の名義を利用させ、この契約を締結したとき。

(7) 自ら又は第三者をして売買土地を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供していると認められるとき。

（損害賠償）

第１２条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

（有益費等請求権の放棄）

第１３条　乙は、本契約を解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

（乙の原状回復義務）

第１４条　甲が第１１条又は第１１条の２の規定により本契約を解除したときは、乙は甲の指定する期日までに売買土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買土地を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（疑義等の決定）

第１５条　本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（管轄裁判所）

第１６条　この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

年（令和　　年）　　月　　日

甲　藤沢市朝日町１番地の１
　　藤沢市
　　藤沢市長　　㊞

乙　（落札者　住所氏名）

㊞

見本

（契約保証金払用）

収入印紙

土 地 売 買 契 約 書

売払人藤沢市（以下「甲」という。）と買受人＜落札者＞（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有土地の売買契約を締結する。

（目的及び土地の表示等）

第１条　甲は、その所有する次の市有土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

所在及び地番	登記地目	登記地積（公簿）
藤沢市		㎡

（売買代金）

第２条　売買代金は、金〈　落札金額　〉円とする。

（契約保証金）

第３条　乙は、契約保証金として金〈落札金額の１０／１００以上〉円を、本契約の締結と同時に甲の交付する納入通知書により藤沢市公金取扱金融機関等に納入するものとする。

２　前項の契約保証金のうち、金　　円は入札保証金から充当できるものとする。ただし、この入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

３　第１項の契約保証金は、第１４条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

４　第１項の契約保証金には、利息を付さない。

５　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

６　乙が次条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第４条　乙は、売買代金のうち前条第１項に定める契約保証金を除いた金　　円を、　　年（令和　　年）　　月　　日までに、甲の交付する納入通知書により藤沢市公金取扱金融機関等に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第５条　売買土地の所有権は、乙が第２条に定める売買代金を完納したときに、乙に移転したものとする。

（登記嘱託等）

第６条　甲は、前条の規定により売買土地の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

２　乙は、売買代金の完納と同時に、登録免許税相当額の領収証書及び住民票等を甲に提出しなければならない。

（売買土地の引渡し）

第７条　甲は、第５条の規定により売買土地の所有権が移転した時をもって、現状のまま売買土地を乙に引き渡したものとする。

（危険負担）

第８条　乙は、本契約の締結のときから土地の引渡しの時までにおいて、当該土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、甲に対して代金の減額を請求することができない。

（契約不適合責任）

第９条　乙は、本契約締結後土地に数量の不足又は契約不適合があることを発見しても、代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（埋蔵文化財）

第１０条　売買土地の埋蔵文化財に係る費用は、全て乙の負担とする。

（公租公課）

第１１条　売買土地に係る公租公課その他の賦課金は、第５条の規定による売買土地の所有権移転がなされた日の属する年の翌年度以降の分及び売買土地の取得により課税される不動産取得税は、乙の負担とする。

（契約の費用）

第１２条　本契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合において、本契約の解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第１３条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。この場合において、本契約の解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組

合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前３号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 第１号から第５号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者に自己の名義を利用させ、この契約を締結したとき。

(7) 自ら又は第三者をして売買土地を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供していると認められるとき。

（損害賠償）

第１４条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

（有益費等請求権の放棄）

第１５条　乙は、本契約を解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

（乙の原状回復義務）

第１６条　甲が第１３条又は第１３条の２の規定により本契約を解除したときは、乙は甲の指定する期日までに売買土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買土地を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（疑義等の決定）

第１７条　本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（管轄裁判所）

第１８条　この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

年（令和　　年）　　月　　日

甲　藤沢市朝日町１番地の１
藤沢市
藤沢市長　　㊞

乙　（落札者　住所氏名）

㊞

物件番号１

別紙 11

写　真

北東側より



南東側より




キュンと藤沢
するまち。